

令和6年の確定申告から、申告書（控）に
税務署の收受印がもらえなくなります！

税務署提出書類への 收受印廃止のお知らせ

これまで、書面で確定申告書等を提出すると、控えに提出年月日入りの“**收受印**”が押され、提出の証明とすることができました。しかし、国税庁は「令和7年1月から收受印の押捺を廃止する」こととしたため、令和6年（令和7年3月17日提出期限）の確定申告書（控）への收受印がもらえなくなります。



前回の申告まで

確定申告書（提出用）と（控え）
の両方を提出。

**收受印が押されて返却された
（控え）を保管。**

令和6年の申告から

確定申告書（提出用）だけを
提出。

**（控え）に提出年月日を自分で
記録して各自保管。**



えっ！『提出した日付を自分で記録する』ってことは、『**税務署による公的な証明**』が無くなるってことなの？

証明書等

来年度以降は**收受印に代わる公的証明書の取得や確認手段**として、
国税庁からは**下記の5つの方法**が提示されています。

- e-Tax（電子申請）による申告・・・無料、すぐに取得できる
- 税務署での閲覧サービス・・・税務署に行く必要がある
- 申告書情報取得サービス・・・費用が300円、取得まで1か月かかる
- 保有個人情報の開示請求・・・取得まで数日かかる
- 納税証明書発行・・・費用が400円かかる、税額しか記載されない

商工会はe-Taxでの申告を推奨します。

e-Taxの相談は商工会へ